

二 第五十五条第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

三 第五十五条第四項の規定に違反して、資産を国内において保有しないとき。

四 第七十五条の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五 第八十二条の規定による命令に違反したとき。

六 第九十七条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

七 第百一条の規定による命令に違反したとき。

八 信託法第二十八条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

九 信託法第三十九条に規定する事務の処理若しくは計算をせず、又は財産目録を作成しないとき。

十 正当な理由なく信託法第四十条の規定による閲覧を拒み、又は説明をしないとき。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一百万円以下の過料に処する。

一 第十一条第四項又は第九十二条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

二 第六十四条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第六十六条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止)

第二条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）は、廃止する。

(特定債権の譲渡の公告等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（以下「旧特定債権法」という。）第一条第三項に規定する特定事業者（以下この条において「特定事業者」と

いう。）が旧特定債権法第六条（旧特定債権法第十一條第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一條の一の規定により適用する場合を含む。第四項及び第五項において同じ。）の規定により確認を受けた旧特定債権法第二條第一項に規定する特定債権（以下この条において「特定債権」という。）の譲渡に係る計画（第四項の規定による特定債権の譲渡の総額の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）に従つて、この法律の施行後に特定債権を譲渡した場合におけるその旨の公告については、旧特定債権法第七条及び第八条（これらの規定を旧特定債権法第十一條第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一條の一の規定により適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前にした旧特定債権法第七条第一項の規定による公告については、旧特定債権法第八条第二項から第四項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前に旧特定債権法第七条第一項の規定によりした公告又はこの法律の施行後に第一項の規定によりなお効力を有することとされた旧特定債権法第七条第一項の規定によりした公告により特定債権の譲渡について対抗要件が備えられたときは、旧特定債権法第九条（旧特定債権法第十一條第一項にお

いて準用する場合及び旧特定債権法第十一條の二の規定により適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前に旧特定債権法第六條の規定により確認を受けた特定事業者は、当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更（特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る。）をしようとするときは、この法律の施行後においても、当該変更後の特定債権の譲渡に係る計画を経済産業大臣に提出して、その計画が旧特定債権法第六條各号に適合する旨の確認を受けることができる。

5 この法律の施行前に特定事業者が旧特定債権法第六條の規定により確認を受けた特定債権の譲渡に係る計画（この法律の施行後に前項の規定による特定債権の譲渡の総額の変更の確認を受けたものを含む。）については、旧特定債権法第十條（旧特定債権法第十一條第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十一條の二の規定により適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

（指定調査機関の役員又は職員であつた者に係る経過措置）

第四条 旧特定債権法第十二条第一項に規定する調査業務に従事する同項に規定する指定調査機関の役員又

は職員であつた者に係る当該調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(特定債権等譲受業者に係る経過措置)

第五条 旧特定債権法第二条の規定により届け出た計画に従つてこの法律の施行前に旧特定債権法第二条第二項に規定する特定債権等（以下この条において「特定債権等」という。）を譲り受けた旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者（旧特定債権法第六十六条の規定により特定債権等譲受業者とみなされた者を含む。）については、旧特定債権法第三十六条から第三十九条まで、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで、第六十七条、第七十条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、当該特定債権等に係る旧特定債権法第二条第六項に規定する小口債権についての債務の弁済が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

(小口債権販売業者に係る経過措置)

第六条 この法律の施行の際に旧特定債権法第五十二条の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日又は当該者が同条の許可（その更新を含む。）を受けた直近の日

から起算して六年を経過した日のいづれか早い日までの間は、この法律による改正後の信託業法（以下「新信託業法」という。）第八十六条第一項の登録を受けないで、信託受益権販売業（当該許可を受けた小口債権販売業に該当する部分に限る。）を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間は、同項の規定により従前の例によることとされる旧特定債権法第六十五条において準用する旧特定債権法第五十条の規定により同項に規定する許可を受けている者の当該許可が取り消された場合又はその業務の停止が命じられた場合には、当該処分があつた日までの間とする。

（信託業法に関する適用関係）

第七条 新信託業法第二十二条及び第二十三条（これらの規定を附則第十五条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼當等に関する法律（以下「新兼當法」という。）第四条第一項及び附則第八十条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第二百五号。以下「新保険業法」という。）第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる信託業務の委託について適用する。

2 新信託業法第一一十四条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条（これらの規定を新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる信託の引受けについて適用する。

3 新信託業法第二十七条规定（新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に計算期間を開始する信託財産について適用する。

4 新信託業法第六十五条及び第六十六条の規定は、施行日以後に引き受けられる信託に係る信託財産について適用する。

5 新信託業法第七十四条及び第七十五条（これらの規定を新兼営法第四条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）の規定、第七十六条（新兼営法第四条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）において準用する第二十四条及び第二十五条の規定並びに第八十五条（新兼営法第四条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介について適用する。

6 新信託業法第九十四条及び第九十五条（これらの規定を新信託業法第百五条第二項（新兼営法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定並びに第九十六条（新信託業法第百五条第二項（新兼営法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）において準用する第二十四条の規定は、施行日以後に行われる新信託業法第九十一条第六項に規定する信託受益権の販売等について適用する。

（供託に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の信託業法（次項において「旧信託業法」という。）第七条（附則第十五条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「旧兼営法」という。）第四条及び附則第八十条の規定による改正前の保険業法（次項において「旧保険業法」という。）第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により供託されている供託物は、新信託業法第十一条第一項（新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により供託された當業保証金とみなす。

2 前項の場合において、この法律の施行の際現に旧信託業法第八条（旧兼営法第四条及び旧保険業法第九

十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による供託物の上に存する受益者の優先権は、新信託業法第十一條第六項（新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）に規定する権利とみなす。

（準備行為）

第九条 新信託業法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は新信託業法第七条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項若しくは第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新信託業法第四条、第八条（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十四条、第六十八条又は第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反

行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(商法の一部改正)

第十条 商法の一部を次のように改正する。

第一百条第三項中「信託会社」の下に「又ハ信託業務ヲ當ム金融機関」を加える。

第二百九十七条ノ二中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

(担保附社債信託法の一部改正)

第十一条 担保附社債信託法の一部を次のように改正する。

第五条中「特別ノ法律ニ依ル場合ヲ除クノ外」を削り、同条に次の二項を加える。

信託業法（平成十六年法律第　　号）第三条若ハ第五十三条第一項ノ免許ヲ受ケタル者又ハ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号以下兼営法ト称ス）第一条第一項ノ認可

ヲ受ケタル金融機関（社債ノ管理業務及担保権ニ関スル信託業務ヲ當ムモノニ限ル）ハ前項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者ガ信託業法第四十四条第一項ノ規定ニ依リ同法第三条ノ免許ヲ取消サレ若ハ同法第五十九条第一項ノ規定ニ依リ同法第五十三条第一項ノ免許ヲ取消サレ若ハ同法第四十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ同法第三条若ハ第五十三条第一項ノ免許ガ其ノ効力ヲ失ヒ又ハ兼營法第八条ノ三ノ規定ニ依リ兼營法第一条第一項ノ認可ヲ取消サレタルトキハ前項ノ規定ニ依リ取得シタルモノト看做サルル免許ハ其ノ効力ヲ失フ

第八条の次に次の一条を加える。

第八条ノ二 信託業法第十五条、第二十二条乃至第二十四条、第二十八条第三項及第二十九条ノ規定ハ信託会社（第五条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者及信託業法第七条第一項又ハ第五十四条第一項ノ登録ヲ受ケタル者ヲ除ク）ガ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ當ム場合ニ之ヲ準用ス

第九条中「信託」を「信託会社が當ム信託」に改める。

第十三条中「会社」を「信託会社」に改める。

第十四条中「信託会社」を「担保附社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社」に改める。

第十五条第一項中「商法」を「担保附社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ニ係ル商法」に改める。

る。

第十六条第一項中「信託会社」を「担保附社債ニ関スル信託事業ヲ專業トスル信託会社」に改める。

第一百八条を次のように改める。

第一百八条一次ノ各号ノ一二該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 第五条第一項ノ規定ニ違反シテ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ営ム者

二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第十五条ノ規定ニ違反シテ他人ニ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ営マシムル者

次ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲グル行為ヲ為シタル者

二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第二項ノ規定ニ違反シタル者

第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十

万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第一百九条ノ三中「左ニ」を「次ニ」に改め、同条第一号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

(担保附社債信託法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の担保附社債信託法第八条ノ二の規定は、施行日以後に行われる信託業務の委託及び信託の引受けについて適用する。

(無尽業法の一部改正)

第十三条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「左ノ」を「次ノ」に改め、同条第二号中「銀行又ハ信託会社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ以下同ジ)」に改める。

第二十一条ノ四第三項中「信託業務ヲ営ム銀行若ハ信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム金融機

関」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第三号中「銀行又ハ信託会社」を「金融機関(金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ)」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務」を「信託業法(平成十六年法律第 号)第

二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業(第四条第二項ニ於テ信託受益権販売業ト称

(ス)

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託

財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ニ関スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、处分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲タル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲タル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

二 債務ノ履行

第四条を次のように改める。

第四条 信託業法第十二条、第二十二条乃至第三十一条、第四十二条及第四十九条ノ規定ハ金融機関ガ信

託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第十一条第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなかつた

場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二条第二項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当該」トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九条第一項中「第七条第二項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消した」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」トス

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託契約（内閣府令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ締結ノ代理又ハ媒介ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ヲ信託会社ト看做シテ信託業法第二条第八項及第五章ノ規定（此等ノ規定ニ係ル罰則ヲ含ム）ヲ適用ス但シ同章中「所属信託会社」トアルハ之ヲ「所属信託兼営金融機関」トシ同法第七十八条中「第三十四条の規定」トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法

律第五十九号）第二十一条第一項その他の政令で定める規定」トス

信託業法第百五条第一項及第二項ノ規定ハ信託業務ヲ當ム金融機関が信託受益権販売業ヲ當ム場合ニ之

ヲ準用ス

第五条第二項を削る。

第五条ノ三の次に次の一条を加える。

第五条ノ四 信託業務ヲ當ム金融機関ハ第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金錢信託ニ限り元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填シ又ハ補足スル旨ヲ定ムル信託契約（内閣府令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ヲ締結スルコトヲ得

第六条中「信託会社又ハ」を削り、「金融機関の合併及び転換に関する法律」の下に「（昭和四十三年法律第八十六号）」を加え、「商法第一百条第一項」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十二条第一項」に改める。

第六条ノ二第一項中「信託会社又ハ」を削る。

第七条第二項を次のように改める。

信託業法第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ合併ニ異議ヲ述べタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項中「合併後の信託会社」トアルハ之ヲ「分割により信託業の承継をした信託会社又は信託業務を當む金融機関」トス

第八条ノ二を第八条ノ四とし、第八条を第八条ノ三とし、第七条ノ二の次に次の二条を加える。

第八条 信託業務ヲ當ム金融機関ハ毎半年業務報告書ヲ作り之ヲ内閣総理大臣ニ提出スベシ

第八条ノ二 内閣総理大臣ハ信託業務ヲ當ム金融機関ノ信託業務又ハ信託財産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ当該信託業務ヲ當ム金融機関ノ信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ財産ノ供託若ハ当該信託業務ヲ當ム金融機関ノ信託業務ノ停止ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第九条ノ四を削る。

第十四条を第二十条とし、第十一条から第十三条までを六条ずつ繰り下げる。

第十条中「左ノ」を「次ノ」に改め、「信託業務ニ係ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役其ノ他ノ法人ノ代表者）」を削り、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第九十七条ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ作成若ハ保存ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ帳簿書類ノ作成ヲ為シタルトキ

二 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第一百一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

三 第五条ノ四ノ規定ニ基ク内閣府令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ

四 第八条ノ二ノ規定ニ依ル内閣總理大臣ノ命令（信託業務ノ停止ノ命令ヲ除ク）ニ違反シタルトキ

第十条第五号を削り、同条第六号中「信託法」の下に「（大正十一年法律第六十二号）」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十六条 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十二条第四項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ供託ヲ為サ

ザル者ハ百万円以下ノ過料ニ処ス

第九条ノ五中「左」を「次」に、「罰金ヲ、其」ヲ「罰金ヲ其」に改め、同条第一号中「第九条ノ三」を「第十条」に改め、同条第二号中「前条」を「第十一条」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前二条 各本条ノ罰金刑

第九条ノ五を第十四条とする。

第九条ノ三中「左」を「次」に、「又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス」を「若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第百二条第一項ノ規定ニ依ル業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

第九条ノ三第二号中「第八条」を「第八条ノ二又ハ第八条ノ三」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

第十一条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス
一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シ